措置内容に関する児童福祉審議会への申立の仕組み

現在の状況

子供の権利擁護専門相談事業

- 深刻な権利侵害事案について、専門員が子供や関係者の意 見を聴き、助言や調整活動を実施
- その上で専門員が必要と認める場合に、児童福祉審議会への諮問が可能

(参考) 里親養育専門相談事業

- 専門相談員が里親子と児童相談所の意見を聴き、調整活動 を実施
- その上で里親又は児童相談所が望む場合、又は専門相談員 が必要と判断した場合に、児童福祉審議会への報告が可能

- ✔ いずれの事業も、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる仕組みとはなっていない
- ✓ しかし、措置内容については、子供に影響を与える重大な決定であることから、**子供本人の意向を尊重し、希望に応じて児童** 福祉審議会委員による審議がなされる体制を整えることが必要

措置内容に関する児童福祉審議会への申立の仕組み(案)

- ◆ 措置内容に関する事案については、子供の意向を尊重し、希望に応じて児童福祉審議会委員による審議がなされるよう、 子供が直接申し立てることができる体制を整えること
- ◆ 申立にあたっては、<u>事前に、関係機関から独立した調査員が措置内容を調査し、子供と関係機関の意見を調整すること</u> を基本とし、その上でなお子供の合意が得られない場合に、児童福祉審議会に申し立てることができる仕組みとする
- ◆ ただし、必要に応じて、調査員による調査を待たずに申し立てることができる仕組みも整える
- ◆ なお、<u>児童相談所の措置は、子供の最善の利益を確保するために決定、実施されるべきものであることから、意見表明</u> <u>権を保障するための手段として行われる児童福祉審議会での審議の結果を待たず速やかに行い</u>、子供の安定した育成環境を整えること